

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2015年4月14日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 0件

3. G III グレード 7件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩装置(A)ドレン配管上のフローグラス(配管内の流体の流れを確認するための窓)継ぎ手部から床面に水漏れ(約5cc、軽度な汚染あり<約5.5Bq/cm2>)を確認した。拭き取り実施、受けパン設置済み。当該部を点検・修理。	
2	2号機	雑固体廃棄物圧縮装置に動作不良を確認した。当該装置を点検・修理。	
3	5号機	連続ダスト放射線モニタ計算機のソフトウェアに異常を示す警報の発生を確認した。当該計算機を点検・修理。	
4	5号機	非常用ガス処理系(A)室の照明スイッチに接触不良を確認した。当該スイッチを点検・修理。	
5	6号機	復水器連続洗浄装置弁の点検時、複数の空気作動弁において弁箱および弁蓋ガスケット部に腐食を確認した。当該弁を修理。	
6	7号機	復水器連続洗浄装置弁の点検時、複数の空気作動弁において弁箱および弁蓋ガスケット部に腐食を確認した。当該弁を修理。	
7	その他	開閉所500kVガス絶縁開閉装置の断路器において、絶縁用シールドの一部に破損を確認した。当該シールドを点検・修理。	